

平成20年第1回定例会（2月）

# 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会



## 議事日程

平成20年2月15日（金曜日）午前10時開議 メルパルク名古屋2階羽衣

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 諸般の報告
  - 第5 議案第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
  - 第6 議案第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第7 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第8 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第9 議案第5号 愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第10 議案第6号 平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
  - 第11 議案第7号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 第12 議案第8号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
  - 第13 一般質問
- 追加議事日程
- 第14 請願第1号 後期高齢者医療制度に低所得者減免を求める請願書

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員(33名)

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 夏目忠男   | 2番 小島七郎       |
| 3番 友松孝雄   | 4番 ビアンキ アンソニー |
| 5番 山田哲茂   | 6番 青山克己       |
| 7番 松井哲朗   | 8番 野々部尚昭      |
| 9番 島倉誠    | 10番 安井明       |
| 11番 長尾日出男 | 12番 林立規       |
| 13番 榊原久美子 | 14番 近藤守彦      |

15番	石橋弘紹	16番	杉浦和彦
17番	塚本孝明	18番	稲垣良美
19番	三宅健司	20番	山田慶勝
21番	加藤昭孝	22番	加藤芳文
23番	兵藤祐治	24番	鈴川智彦
25番	小林康宏	26番	荒木貞夫
27番	鎌倉安男	28番	梅村麻美子
29番	桜井治幸	30番	横井利明
31番	わしの恵子	32番	三輪芳裕
34番	うえぞのふさえ		

---

#### 欠席議員(1名)

33番 ふじた 和 秀

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長	松原武久
副広域連合長	増岡錦也
事務局長	有海正幸
事務局次長	船戸淳
会計管理者	伊與田逸郎
総務課長	鈴木茂彦
事業課長	池野肇
庶務Gリーダー	鈴木努
庶務G主査	西井上剛

---

#### 職務のため出席した者

議会事務局長	鈴木茂彦
議会事務局書記	堀尾政美

---

午前10時00分 開会

○議長（夏目忠男） ただいまの出席議員数は、32名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してありますとおりであります。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によりまして、お手元に配付してあります議席表のとおりであります。議長において指定をいたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名をいたします。

8番、野々部尚昭議員及び9番、島倉誠議員にお願いをいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏目忠男） ご異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願いたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

（広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（松原武久） 皆さん、おはようございます。広域連合長の松原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては大変ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年11月20日の臨時会以降、各市町村におきましても積極的にPRに努めていただいております。被保険者の関心も徐々に高まってきているのではないかと思います。名古屋市でも、12月下旬から2月の中旬にかけて16の区役所で住民説明会を開催いたしました。非常に多くの市民が参加されまして、現在の制度との相違点は何か、自分や家族の保険料負担はどうなるのか、どのような手続が必要になるのかといった質問が数

多く寄せられたようでございます。

制度開始まで残すところ一月半となり、より一層の制度周知のための広報が必要になりますし、被保険者証の発送準備や電算処理システムの最終調整、保険料賦課の準備、窓口事務を行っていただく市町村職員の研修などまだまだ多くの事務が残されておりますが、制度が円滑にスタートできますよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

今回の定例会におきましては、平成20年度当初予算を初めとする議案のご審議をお願い申し上げますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切なお議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（夏目忠男） それでは、日程第5、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（有海正幸） 議長。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

青色のインデックス、議案第1号の1ページをごらんください。

この条例は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額措置により減少する保険料及び特例措置に係る広報経費について、国が平成19年度補正予算で高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として各広域連合に交付することとしたため、平成19年度補正予算で交付金を受け入れるとともに、地方自治法第241条の規定により、基金を設け積み立てることとするものでございます。

赤色のインデックス、資料の3ページをごらんください。

内容の主だったものとしたしましては、第2条、基金の額は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とすること。第4条、運用益は基金に編入すること。第6条、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額及び広報啓発等の財源に充てる場合に限り処分できること。附則として、平成22年3月31日限りで効力を失うこと、残額は国庫に納付することなどでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

31番、わしの恵子議員から通告がありますので、質疑を許します。

○31番（わしの恵子） 31、わしの恵子。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 通告に従い、質問いたします。

私ども日本共産党は、75歳以上の人を一律に後期高齢者と決めつけ、死ぬまで保険料を払い続ける、しかも年金から強制徴収をする、そして診療内容も別会計で行うという、まさにうば捨て保険と言われる後期高齢者医療制度には反対であり、中止、撤回を求めるものです。その立場を明確にして、質問に入ります。

先日の議案説明会での事務局長のごあいさつの中で、4月実施2カ月前になったが、後期高齢者医療制度についてまだまだ制度が周知されていないとありました。確かに私のところにも、テレビの国会中継を見てびっくりした、ほんとうにこんなひどいことをやるのかと駆け込んで来た人もあります。言葉は聞いたことがあっても、中身についてはよく知らない方が圧倒的ではないでしょうか。また、説明会や学習会、パンフレットなどで制度の内容を知った方たちからは、食うのがやっとなのに、まだ金を取るのか、なぜ75歳からなのか、保険料を払うということは納得していたが、医療が差別されることは知らなかった、長生きするのが悪いということか等々、強い怒りと不安の声が上がっています。私の事務所にも多くの方々から、こんな制度はやめさせてほしいと手紙が届いています。こういう状況の中で、4月から何が何でも制度を実施することは問題です。少なくとも4月実施は中止をすべきと考えます。

さて、この第1号議案は、保険料の負担軽減を図るためのものです。これまで、家族の被扶養者で保険料負担のなかった人に対して、国が平成20年度に限り半年間の保険料負担を凍結し、免除するために愛知県の広域連合へ交付金を出し、それを臨時特例基金とする条例を制定するものです。これは、後期高齢者医療制度の実施を前に、あまりにも国民や医療従事者の怒りが大きく、地方議会の中でも中止、撤回を含めて意見書が500を超えるという状況の中、国が一部凍結を言わざるを得なくなったものと考えます。

しかし、これで制度の矛盾が解決するものでもありません。実際、この制度の対象者は、全国で1,300万人のうち、わずか200万人、愛知県では10万人にしかありません。凍結ということは、選挙が終われば解凍するのかとか、わずかな手直しをしてみても、それはごまかしにすぎない等の声もあります。

そこで、お尋ねいたします。連合長は、国の一部凍結施策に対してどのような見解を持っておられるのでしょうか。お答えください。

これで、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 被用者保険の被扶養者の保険料の一部凍結の施策に対します連合長の見解をお尋ねいただきました。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々にも一定の負担をしていただきながら、社会全体で高齢者の医療を支えていこうとするものであると、このように承知をいたしております。こうした中で、政府が制度の開始直前になって打ち出しました、いわゆる保険料負担の一部凍結措置につきましては、平成20年度の特例とはいえ、当初の制度設計とは異なるものでございまして、この結果、被保険者の混乱や準備事務に支障を招くなど、新たな問題が生じたところでございます。本来、こういうことにつきましては、もう少し原点に戻って議論していただいたほうがよかったのではないかと、こういう思いは持っております。

しかしながら、この軽減措置につきましては、昨年11月20日の臨時会におきましてご議決いただきました後期高齢者医療に関する条例に実施する旨が既に規定をされているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 一部凍結について、連合長も、新たな問題が出てくるなど、制度の矛盾を感じているということを答弁されました。先ほども述べましたが、この制度の対象者はわずかであります。さらに、対象とならない人たちとの新たな不公平が生じることにもなります。制度が始まる前から見直しをせざるを得ないというのは、2006年6月に政府・与党が自分たちの強行した医療制度改悪の破綻を認めざるを得なくなったものだと考えるものです。私はそのことを指摘して、第1号議案の質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

赤色のインデックス、資料の5ページをごらんください。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されることに伴いまして、本広域連合事務局の職員の増員が必要ですので、職員定数を現在の25人から39人に増員するとともに、事務の増加が予想される監査委員の事務を補助する職員、これは兼務でございしますが、現在の1人から2人に増員するためのものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

4番、ビアンキ アンソニー議員、22番、加藤芳文議員から通告がありましたので、順番に質疑を許します。

4番、ビアンキ アンソニー議員。

○4番（ビアンキ アンソニー） 皆さん、おはようございます。

第2号議案、連合職員定数増加についてですが、どこの市町村も組織を再編し、職員の削減に取り組んでいる。あわせて仕事内容も見直し、整理、廃止、統合を精力的に進めている。積極的にアウトソーシングを進め、パート、臨時職員を雇用し、犬山市の場合、正規職員542名、パート538名で、全体約50%が正規職員ではない状態。派遣期間が3年と長くて、この間をパートや臨時職員で埋めることは中小の自治体では大変なこと。とにかく中小の自治体では、職員を派遣する余裕はない。仮に各市町村からの派遣職員で事務を継続するとしても、引き継ぎの時点でロスを生じ、常になれない状態で職員が業務に当たることになり、決して万全な職務が遂行されると思われない。



よって、専門的な判断や事務の適正な継続性を保つためにも、現在の市町村から派遣を求めるのではなく、広域連合の職員を採用し、正確な事務運営に努めるべきではないのか。費用を、全国多くの連合に呼びかけ、国から補助金として出せるよう要望してはどうですか。

以上で、ご答弁ください。

○事務局長（有海正幸） 事務局長。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 事務局への職員派遣につきましてですが、平成18年度に全市町村の合意によりまして、議員の選挙ブロックと同じブロック内の市町村で派遣グループをつくり、派遣をすることが決定されました。広域連合独自で職員を採用するべきではないかとのご質問ですが、現在、各市町村から派遣されております職員につきましては、広域連合からある程度の業務経験のある職員を要望して派遣していただいております。20年度につきましても同様に、広域連合の業務内容に合った経験者を要望し、人選を進めていただいております、即戦力として活躍してもらえらるものと期待しております。

今後のことを考えますと、現在は市町村で行われている国民健康保険の広域化等も今後検討されるやとも聞いており、広域連合がこのような形で将来にわたり継続していくのかどうか不透明な状態でありますので、いましばらくは派遣職員により運用するという現状のままでまいらざるを得ないと考えております。また、全国の広域連合の状況を見ましても、一般職を直接採用している広域連合はないようでございます。

なお、業務のアウトソーシングや臨時雇用職員の雇用につきましては、積極的に行い、市町村からの派遣職員数の見直しは毎年検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（夏目忠男） ビアンキ アンソニー議員。

○4番（ビアンキ アンソニー） ありがとうございます。

現在の状況がわかっているので疑問をやっています。本当の広域連合で直接一般職員を採用しているのではないとわかっていますので、呼びかけたほうが良いと言ったつもりです。これから、次から次へ幅広く検討しなければならないことが出てきます。財政弱者の支援や自治体の職員派遣など課題が出ると思います。どうしてもやらないといけないなら、本制度ができるだけましになるように、この連合が意味のある会になるように、住民や委員、または自治体の意見を真剣に検討するのであれば、今までの事務的な回答やおざなりな扱い方を見直すべき本格的な議論が必要だと指摘させて、疑問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） はい。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） おはようございます。ビアンキ議員と重複するところがあるかと思えますけれど、第2号議案について質問させていただきます。

まずですね、職員定数を25人から39人に増やされるわけですが、その増員職員が行う職務が何なのか、広域連合の内部組織の変更があるのか、お伺いします。

次に、新しい制度発足に伴い、職務が非常に多忙だと思うわけですが、19年度

の現時点における広域連合職員の時間外勤務の実態はどのようになっているのか。法定労働時間を超えた勤務があるかないか、お答えください。なお、公務員については労基法が直接適用されないという考え方もあるかと思えますけれども、週15時間、一月48時間が基準であります。

次に、人口が同規模の大阪府、神奈川県の大域連合の職員定数は、その動向がどのようになっているのかお伺いします。

現在の職員は、愛知県国保連合会・県内市町からの派遣によりますが、この方針は今後変更しない考えかと。また、新たな派遣職員を受けるとつき、関係団体の了解は得られていますか。

広域連合への派遣職員について、関係団体とどのような手続がとられているか、広域連合への派遣職員に対する給料、手当、共済費の負担方法はどのようになっているのか、質問します。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 平成20年度におきましては、新たに医療給付事務が始まりますので、事務局内に給付課を新設し、現在の2課1室から3課1室の体制といたします。また、制度が始まれば、給付事務のほかに被保険者や市町村医療機関との応答も増加しますし、4,600億円余りの予算に係る経理事務、補助金、交付金等の事務、統計事務など、新しい事務が相当量生じてまいりますので、職員増加をお願いするものでございます。

次に、時間外勤務についてでございますけれども、今年度の職員25名のうち時間外勤務手当の対象は、管理職5名及び国保連合会からの研修派遣の2名を除きます18名でございますけれども、4月から1月までの10カ月における時間外勤務の総時間数、3,514時間、1人当たり約195時間となっております。議員もおっしゃるとおり、広域連合事務局は官公署でございますので、労働基準法第33条第3項の規定により、いわゆる36協定を締結しなくても、時間外勤務を命ずることができるということになっておりますが、労働基準法の基準であります、参考までに1カ月に45時間を超える時間外勤務を行った者の人数はと申しますと延べ19人で、そのうち一月当たり最も多かった者が72時間となっております。

次に、大阪、神奈川の職員の状況でございますが、大阪府では、19年度、20年度ともに42名、神奈川県では、19年度が51名、20年度が50名の予定と聞いておるところでございます。

次に、今後の職員についての方針ですが、20年度については国保連合会からの派遣はなく、愛知県2名、市町村37名の派遣で対応する予定でございます。今後とも、当分の間は派遣職員中心で運営をしていく予定でございます。新たな派遣職員につきましては、昨年中に該当市町村を決定いたしまして派遣依頼を行い、現在人選を進めていただいているところでございます。

最後に、職員派遣の手続でございますが、派遣元市町村との間で派遣協定書を締結しております。費用の負担については、時間外手当、管理職手当及び広域連合の業務による出張に伴う旅費につきましては広域連合が直接職員に支給し、これら以外の給料、諸手当、共済費等については派遣元が職員に支給し、年度末に広域連合が派遣元に対してかかった

費用を負担金として支払っております。

○22番（加藤芳文） はい。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） 広域連合の職員が構成市町村の職員による派遣のためにですね、新城市とか豊橋市とか田原市、美浜町といった遠隔地からの派遣職員が大勢いるわけです。これらの職員も全員自宅通勤しているのか、通勤時間はどれほどかかっているのか、また、時間外勤務が生じたときの対応はどのようになっているのか、お伺いします。

○事務局長（有海正幸） 事務局長。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 職員につきましては、全員が自宅通勤で、通勤時間は、田原市からの職員が約2時間で最長となっております。時間外勤務につきましては、実態として、通勤時間を考慮して行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏目忠男） よろしいですか。

通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第9、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、3件を一括議題といたします。

事務局長から提案理由の説明を求めます。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） はい。議案第3号から議案第5号までの3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

赤色のインデックス、資料の7ページをごらんください。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行による職員の育児のための短時間勤務制度の導入によりまして、本広域連合の関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

資料の21ページをごらんください。

人事院から出された国家公務員の給与に対する勧告に沿って本広域連合職員の給与改正を実施するため、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございませう。

資料の25ページをござらんください。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、本広域連合が行う給付業務のうち、移送費の支払いについては医師による審査が必要となります。このため、嘱託医の報酬額、日額1万700円を新たに条例に規定するものでございませう。

説明は以上でございませう。

○議長（夏目忠男） 議案第3号から議案第5号までの3件について、質疑及び討論の通告はございませうでしたので、これより議案第3号から議案第5号までの3件を1件ずつ採決をいたしませう。

議案第3号を採決いたしませう。

お諮りいたしませう。

議案第3号を原案のとおり決定することにござ異議ありませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏目忠男） ござ異議なしと認め、よって、議案第3号は原案のとおり可決されませう。

次に、議案第4号を採決いたしませう。

お諮りいたしませう。

議案第4号を原案のとおり決定することにござ異議ありませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏目忠男） ござ異議なしと認め、よって、議案第4号は原案のとおり可決されませう。

次に、議案第5号を採決をいたしませう。

お諮りいたしませう。

議案第5号を原案のとおり決定することにござ異議ありませうか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） はい。制度開始のための報酬設定でありますので、実施中止の立場から反対をさせたいと思ひませう。

○議長（夏目忠男） ござ異議がありましたので、採決につきましては起立によつて採決をさせたいと思ひませう。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひませう。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よつて、本件は原案のとおり可決されませう。

日程第10、議案第6号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたしませう。

事務局から提案理由の説明を求めませう。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） はい。議案第6号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、提案理由をご説明申し上げます。

青色のインデックス、議案第6号の29ページをごらんください。

先ほどご審議いただきました議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」でご説明させていただきましたが、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額措置により減少する保険料及び特例措置に係る広報経費について、国が平成19年度補正予算で高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として各広域連合に交付することとしたため、平成19年度補正予算で交付金を受け入れるとともに、基金を設け積み立てるための補正予算でございます。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億円を追加をし、歳入歳出の総額を31億2,000万円とするものでございます。

38ページをごらんください。

内容といたしましては、歳入として、第2款、国庫支出金に高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として19億円を計上しております。

40ページをごらんください。

同額を歳出として、第2款、総務費から後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 議案第6号について質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） 第1号議案と同じ理由で反対です。

○議長（夏目忠男） ご異議がありましたので、その議案につきましては、採決につきましては起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） はい。議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、提案理由をご説明申し上げます。

青色のインデックス、議案第7号の1ページをごらんください。

平成20年度一般会計予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ30億2,800万円となります。前年度当初予算と比較しますと18億800万円増えておりますが、先ほど補正予算でご説明申し上げました基金の関係の取り崩しがほとんどでございます。

第2条におきまして、一時借入金の限度額を1,000万円としております。

10ページをごらんください。

歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第1款、分担金及び負担金でございますが、市町村負担金として、61市町村からの事務費負担金13億4,973万5,000円を計上しております。

次に、第2款、国庫支出金でございますが、保険料の不均一賦課を県内では、新城市、飛島村、東栄町、設楽町、豊根村の5つの市町村で実施しておりますけれども、賦課の差額分を国と県とで負担することとなっております。その国の負担分として、4,887万3,000円を計上しております。

次に、第3款、県支出金でございますが、先ほどの国の負担金に対します県の負担分としての、同額の4,887万3,000円を計上しております。

次に、第4款、財産収入でございますが、これは臨時特例基金の運用利子を256万6,000円見込んでおります。

12ページをごらんください。

第6款、繰入金第2項、基金繰入金でございますが、特例基金は取り崩して、まず一般会計に繰り入れることになっておりますので、15億7,694万9,000円を計上しております。

次に、第7款、繰越金でございますが、前年度繰越金として100万円を計上しております。

14ページをごらんください。

歳出についてでございます。

まず、第1款、議会費でございますが、定例会2回、臨時会2回、これにかかります議員の報酬、その他経費として340万3,000円を計上しております。

次に、第2款、総務費第1項、総務管理費でございますが、事務局を運営するのに要する経費として、職員人件費、その他一般的な事務費、広報啓発に要する経費、それから今年度設置をしました広域連合電算システムの維持管理に要する経費等で7億73万9,000円を計上しております。

次に、第2項、選挙費でございますが、選挙管理委員会の開催に要する経費として4万2,000円を計上しております。

次に、第3項、監査委員費でございますが、監査の執行等に要する経費として24万8,000円を計上しております。

16ページをごらんください。

第3款、民生費でございますが、平成20年度新たに設置をしました款でございます。内容としましては、市町村負担金を財源とした給付に要するさまざまな事務に係る経費、例えば、保険証を発行するための事務費等や、基金から一般会計に繰り入れたものを特別

会計へ繰り出したり、基金の利息分を基金に積み立てたりといった経費として、23億2,236万8,000円を計上しております。

次の第4款、公債費でございますが、一時借入金の利子として20万円を計上しております。

第5款、予備費につきましては100万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

三輪芳裕議員、わしの恵子議員、加藤芳文議員から通告がありましたので、順番に質疑を許します。

最初に、三輪芳裕議員。

○32番（三輪芳裕） 議長、三輪。

○議長（夏目忠男） 三輪議員。

○32番（三輪芳裕） お許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

後期高齢者医療制度が始まるまで、残すところあと1カ月半になりました。もう待ったなしの状況でございます。県民の皆様が混乱することなく安心して医療を受けれるようにですね広域連合として、万全の対策をとっていただく責任があります。制度施行に向けての準備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目は、制度の周知のことです。この件に関しましては、再三この場でも質問させていただいてきました。広域連合、各市町村においては、さまざまな手段を使い広報に努めていただいていることは承知いたしております。しかし、現場の対象者にお聞きいたしますと、もう目の前に迫った医療制度変更のことは知っていても、内容がどうなるのかということまでは、まだしっかりと理解していただけない方も多く見受けられます。そのような方々に対して、今後どのように制度周知の徹底をしていかれるのか、お伺いいたします。

3点目に、電話相談窓口、コールセンターの設置についてですが、11月の議会で私の質問に対し、被保険者の方やご家族の方々からのご質問、問い合わせに対して、丁寧で的確なお答えをしていく専用の電話相談窓口、コールセンターの設置を検討するのご答弁がありました。では、このコールセンターの設置時期などの詳細はどのようになったのかお尋ねいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 初めに、制度施行に向けての準備状況についてお尋ねをいただきました。

後期高齢者医療制度は、広域連合が責任を持って運営することとなり、制度を遅滞なく円滑に実施する責任を負っております。制度開始まで残り1カ月半という時間的に余裕のない状況でございますけれども、3月中に被保険者全員の方に新しい保険証を確実にお届けし、4月1日の制度開始時には、被保険者の方々が混乱することなく安心して医療を受けていただけるよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、制度の周知についてのお尋ねをいただきました。

後期高齢者医療制度の広報につきましては、広域連合として、この2月に、被保険者を含む住民向けに2回目のリーフレットをお送りしたところをごさいます。今月末には医療機関向けに2回目のポスターをお送りいたします。3月には、保険証を郵送する際に制度を説明した小冊子を送付するとともに、新聞やラジオを使って広く広報していく予定をしております。また、国においては、一般国民向けに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌を使った政府広報をする予定をしております。

一方、各市町村におきましても、広報紙やホームページへの掲載、独自のリーフレットの配布、制度説明会の開催など、制度の周知に努めているところをごさいます。最近、制度に対する関心も高まり、市町村開催の制度説明会でも多くの質問があると聞いておりますし、広域連合に直接お問い合わせいただくこともふえてまいりました。その内容は、制度の趣旨から届け出の方法、保険料の算定方法、個別の保険料額の試算等、さまざまをごさいます。皆様方の理解も深まっていると考えておりますが、今後とも、広域連合と市町村がさまざまな手段を使いまして広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、電話相談窓口についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、制度の対象者が75歳以上の高齢者であることから、一般的な個々だけでなく、被保険者の方やご家族の方からのご質問、問い合わせに対しまして、個別に丁寧で的確なお答えをする相談窓口が必要であると考えております。こうした質問、問い合わせ等につきましては、被保険者の方々の最も身近な相談窓口として、市区町村の窓口がその役割を担ってまいりますが、広域連合においての電話相談窓口を設置し、よりきめ細かな対応ができるようにしてまいりたいと考えております。このコールセンターは、3月中旬から専門の相談員を配置しまして、平日の9時から午後5時までの対応を予定しておりますが、問い合わせが多く予想される3月20日から4月13日までは、土曜、日曜、祝日についても対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○32番（三輪芳裕） 議長。

○議長（夏目忠男） 三輪芳裕議員。

○32番（三輪芳裕） それぞれのご答弁ありがとうございます。どうか県民の皆様がですね、安心して医療が受けれますように、万全を期して取り組んでいただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 31番、わしの。

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） 第7号議案ですけれども、後期高齢者医療制度を実施するための事務にかかわる一般会計予算になります。歳入の中の分担金及び負担金について、13億4,900万円余とありますけれども、これは人件費にかかわるものとお聞きしていますが、すべて市町村からの負担金となっております。愛知県の負担は含まれておりません。しかし、広域連合の職員の中には、先ほどもお話がありましたように、県から2人の出向職員がおられます。

そこで、お尋ねしますが、この方たちの人件費はどこが負担しているのでしょうか。事



務局長にお尋ねいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 愛知県から派遣されている職員の人件費についてのお尋ねでございます。

愛知県から広域連合へ派遣されている2名の職員の人件費につきましては、愛知県の職員派遣要綱に基づき、3分の1を県が負担し、残り3分の2については派遣先である広域連合が負担し、市町村からの負担金で賄っているところでございます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） お答えいただきましたけれども、愛知県の派遣要綱に従ってということですが、県はみずからの人件費さえ全額払っていないというそういうことでした。県から出向している職員の人件費ぐらいいは県がね、全額支払うべきだと指摘して、質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） はい。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） 何点か質問をさせていただきます。

まず、総務管理費に関してですが、委託料が2億5,810万5,000円とありますが、その主な内訳とその金額はどのようなのですか。特に、電算システムに関するシステムの機器保守、ソフトウェア保守、ネットワーク保守、ランニングコストについてはどのようなになっていますか。電算システム維持管理のための業者からのオペレーターの派遣はありますか。

次に、負担金、補助金及び交付金の主な内訳と金額はどのようなのですか。特に、派遣職員の人件費の占める割合とその額はどのようなのですか。

次に、社会福祉費、老人福祉一般管理費1億715万円、資格賦課管理費6,958万3,000円、給付管理費4億7,258万9,000円の主な内訳と金額はどのようなになっていますか。

次に、国保連合会にレセプト点検を委託し、その審査支払い手数料14億621万円が特別会計に計上されています。それにもかかわらず、レセプト保管及び画像取得業務委託料を特別会計ではなく一般会計に計上しておりますが、その理由は何ですか。

次に、レセプトの年間想定件数はどれほどを予想していますか。国はレセプトのオンライン化を進めていますが、紙のレセプトと電算レセプトの想定件数はどのように予想していますか。広域連合として、レセプト保管と閲覧はどのような形で行うのか。国保連合会に対し、OCR画像取得と紙レセプト保管料といった経費を支払いますが、それぞれの仕組みとその費用はどれほどになっているのですか。

以上です。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） まず、総務管理費の委託料についてでございますけれども、委

託料の主な内訳といたしまして、電算システム運用保守委託料1億7,109万1,000円、電算システム改修委託料5,000万円、被保険者からの問い合わせに答えるためのコールセンター運營業務委託料2,684万1,000円となっております。また、電算システムに関する内訳といたしまして、システム機器保守2,034万4,000円、ソフトウェア保守に5,263万7,000円、ネットワークデータセンター保守に1,813万1,000円を計上し、業者からのオペレーター3名の派遣経費を盛り込んだ運用支援料7,997万9,000円となっております。

次に、負担金補助及び交付金3億4,787万5,000円の内訳でございますが、まず、県、市町村から派遣される職員の人件費分が3億4,530万3,000円で99.3%でございます。これは、職員の給料と諸手当のうち、管理職手当、時間外勤務手当を除くものについては、派遣元の市町村がまずは支給し、年度末に広域連合から該当の市町村に負担金としてその分を支払うものでございます。

次に、事務室を国保会館の中に置いておりますので、電気、ガス、水道等の共益費を国保連合会に支払う事務室等管理費負担金が252万7,000円でございます。

次に、社会福祉費の老人福祉一般管理費の主な内訳でございますが、被保険者証などの印刷や市町村と広域連合との間で印刷物や請求書などの集配業務を行う印刷等業務委託料が9,195万7,000円、データ入力等業務委託料が1,519万3,000円となっております。

次に、資格賦課管理費の主な内訳でございますが、診療報酬支払基金から社会保険の被扶養者リストを提供してもらう手数料3,750万円、被保険者証の年次切りかえなどについて医療機関にお知らせする周知業務委託料1,983万1,000円、所得照会書などの郵便料1,101万9,000円となっております。

また、給付管理費の主な内訳は、レセプトの保管及びレセプトの電子画像を取得する業務委託料2億4,133万円、支給決定通知や医療費通知などの郵便料が9,067万5,000円、柔道整復や鍼灸、あんま、マッサージに係る支払い業務委託料4,180万9,000円、過誤調整及び再審査業務委託料3,543万1,000円、第三者行為損害賠償求償事務手数料2,493万7,000円、医療費通知作成委託料1,716万円となっております。

続きまして、一般会計と特別会計の大まかな仕分けとしまして、市町村からの共通経費負担金を財源とする事務費用を一般会計、保険料や国、県、市町村の負担金、後期高齢者交付金などを財源とした療養給付に係る事務費用を特別会計としております。審査支払い手数料は、医療機関等から請求されたレセプトの審査と診療報酬等の支払いに係る経費として国保連合会に対して支払う手数料で、保険料を財源としているため、特別会計として計上しております。レセプト保管及び画像取得は、審査支払いとは別に国保連合会に業務委託するもので、市町村の負担金を財源としているため、一般会計として計上しているところでございます。

次に、レセプトについてでございますが、20年度のレセプトの年間想定件数は約1,600万枚でございます。このうち、紙レセプトの割合は5割強と想定しております。レセプトの保管につきましては、国保連合会のレセプト管理システムにより、レセプトの電

子画像を原本とする方法で保管いたしますので、電子画像取得のための委託料が発生することになります。レセプトの閲覧につきましては、レセプト管理システムの端末を利用して検索、閲覧等を実施いたします。また、レセプト管理システムを利用する場合であっても、一定期間は、紙で保管する必要がありますので、この期間の保管に紙保管料が発生いたします。20年度は、電子画像取得のための委託料として1億5,368万1,000円、紙レセプト保管料として1,594万2,000円を計上しております。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） それでは、再質問させていただきます。

電算システムの維持管理ですけれど、お聞きしたところ、19年度にNTT西日本に委託されたということなんですけれど、20年度もNTT西日本と随意契約によると理解してよろしいか。

それと、電算システム改修の具体的な内容はどんなものか。

コールセンターについて三輪議員から質問がありましたが、その設置場所がどこか、また、業務は委託先の職員が行うのか、県民からの苦情についてもコールセンターがすべて対応するのか、お伺いします。

次に、診療報酬支払基金からの社会保険被扶養者リストの提供手数料が3,750万円と高いわけなんですけれど、この単価は幾らなのか。単価は規則で定まっていると言われますが、それが事実なのかどうかお伺いします。

被扶養者への減額は国の措置として決まったわけなんですけれど、このお金が国からの交付金の費用として見込まれているのか、お伺いします。

次に、紙レセプトのOCRで電算画像として記録する一方、電算レセプトも一たん紙に印刷するということなのか。無駄が多いと思うわけですが、法律または国の規則によるものなのか。電子画像と紙の記録の保存期間はどれだけなのか、お伺いします。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 総務管理費の委託について再度のお尋ねでございますけれども、電算システムの維持管理委託につきましては、随意契約により開発業者であるNTT西日本に業務委託をすることを想定しております。

電算システム改修につきましては、標準システムで対応していない項目である、賦課期日をさかのぼって異動した方の賦課情報の確認や広域内で転居した減免のある方の保険料額の案分比率に対応することなどを予定しております。

コールセンターの業務は、設置場所、対応職員の配置なども含めまして委託を予定しております。コールセンターには、問い合わせだけでなく苦情も当然寄せられると考えておりますけれども、コールセンターで対応し切れないものは電話を転送して広域連合で対応することを考えております。

次に、社会福祉費についてでございますが、まず、社会保険診療報酬支払基金から提供を受ける社会保険の被扶養者リストの単価はまだ示されておられません。国と支払基金が調整を行い、全国統一の金額が示されるものと承知しております。1件当たり250円を超えることはないとの情報がございましたので、1件250円で15万件を予定しているところでございます。

また、平成19年度に交付される国の臨時特例交付金にはその費用は含まれておりませんが、平成20年度予算において、これに係る費用の一部を国が負担することを検討していると聞いております。

次に、レセプトの保管につきましては、国保連合会のレセプト管理システムにより、レセプトの画像を原本とする方法で保管することとしております。現在、このレセプト管理システムは国保中央会において開発中でございますが、当初においては、医療機関から送られた電子レセプト情報を直接取り込むことができないため、一たん紙に印刷し、それを電子画像として取り込む予定となっております。ただし、今後の見込みとしては、電子情報を直接取り込むことが可能となるよう改修を進めるとの情報を得ておまして、レセプト画像審査の進展とともに将来的にはペーパーレスとなるものと考えております。また、レセプトの保管につきましては、管理システムを利用して5年間、紙については6カ月を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（夏目忠男） よろしいですか。

通告のございました質疑は以上でございますので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第8号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第8号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、提案理由をご説明申し上げます。

青色のインデックス、議案第8号の21ページをごらんください。

平成20年度に新設されます特別会計予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4,575億200万円となっております。

第2条におきまして、一時借入金の限度額を180億円としています。

30ページをごらんください。

特別会計の主な歳入でございますが、まず、第1款、市町村支出金でございますけれども、市町村に集めていただいた保険料等の負担金と療養給付費のうち、国、県、市町村で負担割合が決まっておりますけれども、市町村の負担分12分の1、合わせて912億2,400万円を計上しております。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金でございますが、療養給付費の国の負担分12分の3と高額医療費の国の負担分4分の1、合わせて1,025億5,261万8,000円を計上しております。

次の第2項、国庫補助金でございますが、調整交付金と広域連合が実施をする健康診査

の事業に対する補助金を合わせて267億2,621万4,000円を計上しております。

次に、第3款、県支出金でございますが、市町村と同じように療養給付費のうち12分の1の負担と国と同様に高額医療費として4分の1の負担金、合わせて348億1,922万2,000円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金でございますが、これは現役世代からの支援分を診療報酬支払基金を通じて受け取るもので、2,004億3,714万4,000円を計上しております。

32ページをごらんください。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金でございますが、これは1件当たり400万円を超える高額な医療を対象に、国保中央会が再保険制度を運営することになっており、その交付金として6,031万6,000円を計上しております。

次に、第7款、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金として、不均一賦課の繰入金と事務費の繰入金、基金の関係の繰入金の3つで、16億7,048万円を計上しております。

36ページをごらんください。歳出でございます。

第1款、保険給付費、第1項、療養諸費でございますが、特別会計の歳出のほとんどを占めます療養給付費を含め、訪問看護療養費、移送費、審査支払手数料を合わせ、4,335億1,291万8,000円を計上しております。

次に、第2項、高額療養諸費でございますが、高額療養費等として163億7,921万7,000円を計上しております。

次に、第3項、その他医療給付費でございますが、1件5万円の葬祭費を給付する経費として19億7,500万円を計上しております。

次に、第2款、県財政安定化基金拠出金でございますが、保険料の納付率が見込みを大きく下回ったような場合、あるいは給付に要する経費が見込みを大きく上回ったような場合に備えて県が設置する財政安定化基金への拠出金でございます。平成20年度から6年間かけて、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつを拠出するもので、4億3,431万4,000円を計上しております。

次に、第3款、特別高額医療費共同事業拠出金でございますが、歳入で交付金がありましたけれども、それに対する拠出金で、事務費と合わせて6,095万円を計上しております。

38ページをごらんください。

第4款、保健事業費でございますが、これは健康診査に要する経費で、22億8,527万3,000円を計上しております。

次に、第5款、公債費でございますが、一時借入金180億円の利子で1,200万円を計上しております。

次に、第6款、諸支出金でございますが、保険料をいただき過ぎてしまった場合に加算金をつけてお返しするためのもので、頭出しの一般会計繰出金と合わせて150万1,000円を計上しております。

次に、第7款、予備費でございますが、28億4,082万7,000円を計上しており

ます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

31番、わしの恵子議員、22番、加藤芳文議員から通告がありましたので、順番に質疑を許します。

○31番（わしの恵子） 31番、わしの。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 第8号議案です。この議案は、制度実施のための特別会計にかかわる議案です。

昨年11月20日の連合議会で決められた保険料は、年平均9万3,204円、法定軽減後でも8万4,440円とされています。この保険料の算出基準の中には、保健事業、財政安定化基金拠出金、審査支払手数料、葬祭費、さらには収納率上乘せ分まで含まれています。私は、高過ぎる保険料を少しでも引き下げるためには、これらの費用については、国や県、市町村負担として高齢者の保険料算定から外すべきだと考えております。

そこで、伺います。これらの費用を保険料算定から除けば、1人当たりの保険料はどれだけ軽減できるのか、事務局長にお聞きします。

次に、保険料の独自減免について伺います。

去る12日に東京都の広域連合議会では、独自の保険料軽減を決めたというニュースを皆さんもご存じのことと思います。また、昨年12月、私ども日本共産党市議団は厚労省に出向き、後期高齢者医療制度について、広域連合が独自で低所得者対策のための減免制度を設けることができるのかとただしたところ、厚労省は、広域連合が独自で減免制度を設けることができるし、さらに、連合を構成している市町村が新たな保険料への助成策を設けてもいい、その場合、ペナルティーもかけないとはっきりとお答えいただきました。厚労省の見解について連合長はどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

また、県の連合が、市町村が独自の低所得者対策を行ってもよいという規定をつくって市長村に通達すべきではないのか、この点についてもお尋ねいたします。

最後に、健診について伺います。

後期高齢者医療制度が始まると、今、高齢者の皆さん方からは、これまでどおりの健康診査が受けられなくなるのではないかと不安の声も聞かれます。費用が無料ということで、まずは安心してはいますが、健診内容については、これまでの基本健康審査の内容と比べてどのように変わるのか。また、変更があるならば、その理由についてもお答えください。事務局長に伺います。

これで、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 議案第8号に関しまして、保険料の広域連合独自の低所得者減免と市町村独自の低所得者対策に対します連合長の認識と見解をお尋ねいただいたと思います。

低所得者に対します保険料の軽減策につきましてお尋ねをいただきました。後期高齢者

医療制度におきましては、低所得者の保険料につきまして、均等割の7割、5割、2割を減額する制度がございます。本広域連合の保険料につきましては、保険料率を初め、この低所得者の減額制度、あるいは広域連合独自の減免制度などにつきまして、後期高齢者医療に関する条例に規定をいたしまして、昨年11月の議会においてご議決をいただいているところでございます。

なお、低所得者の減額制度によりまして、被保険者の約38%に当たります24万人の方が該当いたします。総額58億円余の保険料が軽減される見込みでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、市町村が独自で行います福祉施策につきましては、各市町村において政策判断されるべきものと考えておりますが、一方で、後期高齢者医療制度が県下一律の制度といたしまして、高齢者の方々にも一定の負担をしていただきながら高齢者の医療を支えていこうという、そういう趣旨でございますので、慎重に判断されるべきものと私は考えております。

以上でございます。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 保険料についてのお尋ねでございます。

保険料の算定基礎から保健事業、財政安定化基金拠出金、審査支払手数料、葬祭費、収納率上乘せ分に要する費用額をすべて除いたといたしますと、平均保険料として月額787円が軽減されることとなります。

次に、健康診査についてのお尋ねでございます。

これまでの基本健康診査は、老人保健法に基づき40歳以上の方を対象に市町村実施が義務づけられていたものでございます。後期高齢者医療制度における健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律において努力義務とされておりますが、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見することは重要であることから、本広域連合におきましても健康診査を実施してまいります。健診項目についても、75歳未満の方の健診項目と基本的に同じであると考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） すいません、今、事務局長さんの1カ月当たり幾らというのを、ちょっと聞き漏らしたんですけど、730円とおっしゃいました。すいません。

○事務局長（有海正幸） 月額787円でございます。

○31番（わしの恵子） すいません。今、保険料についてですけども、医療分以外の費用について保険料に賦課しなければ、1カ月当たり787円減らすことができるっていう、そういうお答えでした。そもそも、この財政安定化基金の拠出金だとか審査支払手数料、収納率による上乘せ分などは、本来、保険料の算定経費に加えるべきではないと考えます。愛知県は連合職員の人件費負担も全額負担していないということが先ほどの答弁でも明らかになりましたので、広域連合の自治体であります愛知県にこの程度のね、補助金の繰り入れを求めることは、過重とは言えないと考えます。したがって、保険料1人当たり平均787円減らすためにも、県に対してもっと補助金の増額を求めるべきではないでしょう

か。さらに、国や市町村に対しても求めていくことも必要だと思います。この点について、再度事務局長にお尋ねいたします。

第2に、低所得者への減免制度についての連合長の答弁、非常に残念です。私は、財源については保険料に求めるのではなく、国や県に求めるべきだと思っております。特に、厚労省が連合独自の低所得者減免を行ってもよいとはっきりと述べておられますので、国に対して連合長が積極的に減免のための財源を求めるべきではないかと再度聞かせていただきたいと思っております。

第3に、健康診査制度の変更について、40歳から74歳を対象にした特定健康診査は実施義務ということで、75歳以上は、実施しなくてもいい努力義務に格下げをされました。さらに、厚労省は、75歳以上の健診対象者を絞り込む必要があるとしております。その内容は、既に治療中の高血圧患者らには必要な検査をしているとみなして、健診の対象者から外すということまで言い出してしております。しかし、薬の服用だけで治療していると機械的に判断することは、他の疾病を見落とす危険があって、早期発見、予防に逆行するものと思われまます。厚生労働省が都道府県の担当者会議でこのような説明をしたと聞いておりますけれども、後期高齢者の健診について、事務局長は厚生労働省の言うとおりでと考えておるのかどうか、認識をお伺いいたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 国、県に対する要望について、再度お尋ねをいただきました。

本広域連合の保険料につきましては、先ほどもご答弁させていただいたわけですが、後期高齢者医療に関する条例に規定をいたしまして、既に議会におきましてご議決をいただいているところでございます。本広域連合といたしましては、今後、制度の円滑な実施に向けまして全力を挙げて取り組んでまいりますけれども、制度施行後に新たな課題等が生ずることになりましたら、必要に応じまして国や県に対して要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 健康診査についてのお尋ねでございますが、後期高齢者に対する健康審査の主な目的は、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくということであり、既に医師の定期的な診療を受けている方については、必ずしも健康診査を実施する必要はないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 答弁いただきましたけれども、やはりほんとうに冷たい答弁だと思います。納得することはできません。75歳以上の高齢者の不安や怒りの声をもっと真剣に受けとめて、県の連合が低所得者対策など独自でやれることをしっかりとやっていただきたいと意見を述べて、質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） はい。



○議長（夏目忠男） 加藤議員。

○22番（加藤芳文） それでは、第8号についての質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問として、高額療養費の定義とその費用負担の措置はどうなっているのか。

第2に、国庫負担金高額医療費負担金9億5,252万5,000円、県支出金高額医療費負担金9億5,252万5,000円、合計19億505万円ではありますが、歳出、高額療養費国庫支出金が64億3,988万3,000円であります。国庫負担金以外の費用はどこから出ているのか。

それから2番目に、歳出にあるその他財源と一般財源は、歳入のどの収入にそれぞれ対応するのかお伺いします。

次に、県財政安定化基金拠出金4億3,431万4,000円とありますが、その基金拠出金の負担者とその割合、基金目標額、基金拠出期間はどのようですか。

その次に、レセプト点検の結果、過剰診療や虚偽記載等が判明した場合、その後の対応方法はどのように行われますか。このような悪質なものでなくても、記載ミスあるいは計算ミスが見つかった場合、どのような対応を広域連合として行いますか。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） まず、高額療養費についてでございますけれども、高額療養費とは、1カ月当たりの自己負担額が限度額を超えた場合に、限度額を超えた分を被保険者に支給する制度で、自己負担限度額は同一世帯の被保険者の所得と収入により4つの区分に分かれています。高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超えた医療費について、その超えた額のうち保険料で賄う部分を国及び都道府県が4分の1ずつ負担するものでございます。国、県からの高額医療費負担金以外の財源は、国、県、市町村からの療養給付費負担金や国の調整交付金、後期高齢者交付金、市町村からの保険料負担金などを充てております。

次に、歳出の財源と歳入の対応についてでございますが、歳出の特定財源のうち、その他財源2,343億6,415万9,000円に対応する歳入は、支払基金交付金2,004億3,714万4,000円、市町村負担金338億6,669万7,000円、特別高額医療費共同事業交付金6,031万6,000円、第三者納付金・返納金が、それぞれ1,000円でございます。また、一般財源590億3,978万7,000円に対応する歳入は、保険料等負担金573億5,730万3,000円、一般会計繰入金16億7,048万円、利子1,200万円、寄附金、延滞金、過料、雑入がそれぞれ1,000円でございます。

次に、財政安定化基金は、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大が生じた場合に、無利子貸し付けや資金交付を行うために都道府県に設置されるもので、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1を拠出することとされております。それぞれの拠出金額は、療養給付等に要する費用額に拠出率0.09を掛け、そこから基金の運用収益を除いた金額となります。

拠出期間は平成25年までの6年間で、総額は約70億円と見込まれています。それ以降は、実績を踏まえて拠出率の見直しすることになっています。

次に、保険医療機関などが、偽りその他不正な行為によって療養給付費の支払いを受け

た場合ですけれども、高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3号におき、支払った額を返還させ、さらに返還額の100分の40に当たる額を支払わせることができるとされております。しかしながら、広域連合には、保険医療機関等に対する検査、指導の権限がございませんので、県または国に通報し、医療機関に対する検査、指導を依頼することになろうと考えております。

また、単純なミスの場合には、診療報酬審査委員会の再審査を経てレセプトを当該医療機関へ返し、翌月以降の請求分で調整をすることとなります。

以上でございます。

○22番（加藤芳文） 議長。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） レセプト点検の件なんですけれども、レセプト点検で問題ありとする割合は通常どれほどなのかということですね。

単純ミスの場合の手続のことなんですけれど、この手続というのは広域連合として行うのか、審査支払い機関が行うのかということですね。

○事務局長（有海正幸） 議長。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） レセプト点検の結果、過剰診療や虚偽記載等について判明する場合については、データがなく不明でございます。単純なミスにより再審査を申し出た件数は、平成18年度の老人保健の実績で20万8,000件程度で全体の1.3%、そのうち最終的に請求額が減額となったものは14万6,000件程度となっております。

レセプト点検につきましては、広域連合において行うものでございます。

○議長（夏目忠男） よろしいですか。

通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。

31番、わしの恵子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○31番（わしの恵子） わしの。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） それでは、反対討論をさせていただきます。

私は、命を年齢で差別する後期高齢者医療制度は許せないという立場です。少しでも保険料を低く抑え、高齢者の不安、痛みを減らしたい、高齢者の意見をしっかり聞いてほしい、医療内容についても75歳以上だからと差別しないで、十分な医療をと強く求めるものです。

今、国会では、一部凍結だけではだめだ、制度の撤回をすべきだという声も、私ども日本共産党だけではなく他の政党の中からも上がっていると聞いています。それは、あまりにもこの制度がひど過ぎるからです。全国各地で怒りと不安、戸惑いの声が巻き起こっているからです。後期高齢者医療の対象となる75歳以上の方々は、戦争で大変な苦労を強いられ、その後、戦後の日本の発展を支えてこられた方々ばかりです。この制度を強行すれば、もう生きていけないと深刻な声に象徴されるように、その方々の老後が暗く、生きる希望を奪うものとなってしまいます。

名古屋市が行った制度の説明会でも、最初に長々と、少子高齢化が進み、それに伴って医療費が増大しているが、支える人口も少なくなっている大変だと盛んに強調されました。しかし、ほんとうに日本は医療費を支える経済力がないのでしょうか。ここが大事なポイントだと思います。世界30カ国が加盟するOECD、ここが毎年ヘルスデータというものを出版しています。それぞれの国の経済力の指標となるGDPに対する医療費の割合がどの程度なのか数値を発表しています。一番新しい2007年のデータでは、日本は30カ国の中で22番目だということです。しかも、2006年は21位、2002年の発表では19位で、だんだん順位が下がっているのが現実です。経済力はといえば、第2位です。こういう実態もよく見ていただきたいと思います。

さらに重大なことは、医療費に対する負担割合ですが、1980年の国と地方合わせた負担割合は35.5%でしたが、2002年には33%に減っています。また、事業主、企業の負担も1980年では24%、これは、21.6%と減っています。そのため、国民負担、つまり保険料の患者の一部負担金は40.2%から45.4%へと増大しているのです。こういう状況の中で、さらに後期高齢者医療制度を創設すること自体が許されるものではありません。高齢者だけを別の医療保険制度に押し込め、死ぬまで保険料負担を強い、十分な医療も受けさせない、世界でも例がない後期高齢者医療制度は中止、撤回すべきであることを強く主張して、第8号議案に対する私の反対討論を終わります。

○議長（夏目忠男） 通告のありました討論は以上ですので、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（夏目忠男） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、「一般質問」を行います。

質問通告は2名であります。

通告一覧の順番に発言を許します。

初めに、31番、わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 31番、わしの。

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） 一般質問を行います。先ほども指摘しましたが、制度発足を前にして、いまだ後期高齢者医療制度について十分な周知がされていません。愛知県下の市町村で説明会やパンフレットなど市町村独自で住民へのお知らせ等を行ったところがどれくらいあるのか調べてみましたら、何と61市町村の中で何らかのことをやっているのは約半分の31自治体しかないということでした。その方法も、説明会や出前講座、または広報紙やホームページ、リーフレットによるものなどさまざまですが、それにしても、いまだに住民への周知がされていないところがあるのは大問題です。4月になって、年金から強制的に保険料が天引きされてびっくりして役所の窓口へ飛び込んでくるなど、混乱が生じることは目に見えています。

そこで、第1にお尋ねしますが、広域連合として、制度の周知について各市町村にどのような援助、指導をしていくのか、事務局長にお尋ねいたします。

さらに、説明会を行ったところでも疑問の声は残したままです。名古屋市では、各行政区ごとに説明会を行いました。全体で2時間のうち、制度の説明に多くの時間を費やし、質問時間はわずか10分から15分だけ。しかも、制度の賛否については聞くものではないと注意まで行うというものでした。質問に対して、まともな答弁もないままです。例えば、なぜ75歳以上が後期高齢者になるのかという質問に対して、全く納得できる答弁ではなかったと聞いています。住民からの質問に的確に答えられず、住民や当事者から制度の是非についても意見を聞かないというやり方は、果たして住民の健康福祉を守る地方自治体の役割から見て、ふさわしいものでしょうか。このまま4月から後期高齢者医療制度を実施することは許されないと考えます。

そこで、事務局長にお尋ねします。

後期高齢者医療制度の実施に当たり、住民、特に後期高齢者当事者の意見をどのように聞いていくのか。また、意見を聞くつもりがあるのかどうかお尋ねします。

次に、高齢者が受ける医療の内容について伺います。名古屋市が説明会に使ったパンフレットの中でも、今までと同じように診療を受けることができるのかという質問に対し、現行の老人保健制度と基本的に同じですとパンフレットに書かれております。説明会の中でも、医療内容に心配の声があるが、74歳までの医療が継続されると聞いているので、私も安心していきますと説明担当者が述べていました。4月から実施される後期高齢者医療の医療内容についてこれまでとどう変わるのか、具体的にお答えください。事務局長にお聞きします。

以上です。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 制度の周知についてのお尋ねでございます。

市町村独自で出前講座、出前トーク、住民説明会などの制度説明会の開催を実施しているのは31市町村でございますけれども、それ以外の市町村におきましても、各市町村の広報紙やホームページへの掲載をしたり、広域連合作成のリーフレットを個別配布したり窓口に置いたりして周知に努めております。今後とも、市町村と広域連合が連携をとりながら制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、制度実施に当たっての意見の聴取についてでございます。

住民や高齢者の皆様方のご意見につきましては、制度実施後も直接の窓口である市町村を通じて広域連合に届けていただくよう努めてまいりたいと考えております。また、必要に応じて、皆様方のご意見を伺うための懇談会を開催することをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、後期高齢者医療制度の診療報酬についてのお尋ねでございます。

診療報酬の内容につきましては、先日、中央社会保険医療協議会において答申が出されまして、来月にも厚生労働省告示が出されるものと聞き及んでおります。後期高齢者医療制度の診療報酬の基本的内容については、医療の連続性に配慮し、74歳以下の方の診療報酬を適用するとしており、これまでと同様に必要な医療を受けることができるものと考えております。

また、外来医療について、後期高齢者を総合的、継続的に診る外来の医師への報酬、後

期高齢者診療料を新たに設けることとされておりますけれども、自由に自分の選んだ医療機関にかかることを制限する仕組みではないとされておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（夏目忠男） わしの恵子議員。

○31番（わしの恵子） 答弁では、診療報酬について、基本的に74歳以下の方と変わらないと。外来においても、自分のね、選んだ医療機関を選べるということで、そんなに問題がないという、そういうお答えだったと思います。

しかし、13日の中医協ですけれども、後期高齢者医療制度の一環として、75歳以上の心身の特性を踏まえることと、外来、入院、退院、終末期の各分野で75歳以上の医療を差別、制限する別建ての診療報酬体系を盛り込んでおります。外来医療では後期高齢者診療科を新設し、慢性疾患を管理する医療機関を1カ所に限ることで、高齢者が複数の医療機関にかかることを妨げようとするものです。また、検査や画像診断などを同診療料に、値段ですね、含むことも明記しており、高齢者の検査回数などが増えた場合でも医療機関に支払われる報酬は増えないようにする、そういう制限を設けました。さらに、終末期も、患者に過剰な延命治療はしない確約をとるなどした医療機関には診療報酬を高くするなど、まさに75歳以上を手厚い医療から締め出す方向を打ち出しております。

このように、医療内容は後期高齢者医療制度になっても変わらないどころか、まさしく差別医療となることが懸念されております。このような差別医療に対して、果たして人間としての尊厳を守ることができると思うのか、この点については連合長の認識を伺いたいと思います。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 再度お尋ねいただきました。

後期高齢者医療制度の診療報酬につきましては、後期高齢者の心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するため、その基本的な視点といたしまして、後期高齢者の生活を重視した医療、後期高齢者の尊厳に配慮した医療、後期高齢者及びその家族が安心、納得できる医療、この3つを掲げまして厚生労働省において検討し、決定されるものでございます。先ほども事務局長がお答えいたしましたとおり、75歳以上を超えると受ける医療の内容が変わり、必要な医療が受けられなくなったり、あるいは患者が自由に医療機関を選べなくなると、こういうことはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） はい。

○31番（わしの恵子） ただいま連合長からも答弁いただきましたけれども、やはりね、この後期高齢者医療の、差別医療の問題点を認識されていないという、そういう答弁だったという風に思います。私は、高齢者がね、長生きしてもほんとうに喜ばれる、そういう社会にするために、後期高齢者医療制度の4月実施は中止されるように強く求めて質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、加藤芳文議員。

○2番（加藤芳文） 私も後期高齢者医療制度について問題点はあると思いますが、私としては、ちょっとそういった問題について、コメントなり質問するのは、とても任務としては重過ぎますので、もうちょっと具体的な問題について質問します。

昨年7月に開かれた広域連合の第1回定例会で、電算システム開発費として7億9,295万円という多額な予算が成立して電算システムが導入されているわけです。しかし、このシステム選定の方法、あるいは受託した業者の契約金額、導入後の機器の運用状況について、広域連合から議員に対して何ら説明されていません。

そこで、4点ばかり質問いたします。題は、電算処理システム開発と運用業務の業者選定です。

1番目として、電算処理システム開発と運用業務の業者選定方法と経過及び受注業者と契約金額はどのようになっていますか。

2点目として、業者選定に関し広域連合が重視した評価項目はどのようなものですか。

3点目として、現時点での電算処理システムの運用状況、厚生労働省から受けた電算処理システムのソフトの具体的な内容及びその稼働状況、県内市町村とのネットワークの接続状況はどのようですか。

4点目として、電算処理システムのトラブル対応とセキュリティ確保及びその責任体制はどのようですか。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） まず、電算処理システム開発と運用業務の業者選定につきましては、平成19年2月9日に、事務局内部から4名、外部から2名の計6名による業者選定審査会を設置しまして、選定方法について検討した結果、指名型プロポーザル方式を行うことといたしました。8社を指名しましたところ、応募がありました3社について3月23日に審査会で審査した結果、西日本電信電話株式会社に決定いたしました。契約金額は6億2,874万円で、平成19年4月26日に契約を締結いたしました。

次に、業者選定に関して重視した評価項目でございますけれども、費用見積もりと提案内容のバランスがとれているか、後に国から開示される標準システムの仕様書に柔軟に対応できるのか、企画提案の段階での未確定事項に対するリスクなどを勘案して総合的に判断し、決定をいたしました。

続きまして、現時点での電算システムの運用状況でございますが、市町村から提供される県下すべての被保険者情報を1つの電算システムに取り込む機能を持った機器を広域連合に設置し、本広域連合の後期高齢者医療システムを構築し、平成20年1月4日現在の被保険者台帳が完成したところでございます。現在は、厚生労働省から提供されたシステムのソフトウェアであります導入システムバージョンスリーの機能評価が終了し、本広域連合のシステムにインストールをしているところでございます。広域連合と各市町村を結ぶネットワークは、愛知県庁を接続点とする行政専用の全国規模の総合ネットワークであるLGWANを利用しております。

電算システムのトラブル対応といたしましては、電算システムの専門家を配置するヘルプデスクを設置し、その対応に当たっております。また、広域連合と各市町村を結ぶ通信

回線につきましては、L GWANを利用したことにより高度なセキュリティー対策が確保されております。さらに、本広域連合では情報セキュリティーポリシーを制定し、個人情報に直接携わる関係者の厳しい管理、監督が行われ、また、市町村の従事関係者についても、それぞれの市町村の個人情報保護条例に基づく管理、監督がなされております。情報セキュリティーに関する組織体制といたしましては、広域連合事務局長をトップとして情報セキュリティー委員会を設置し、緊急時等の速やかな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○22番（加藤芳文） はい。

○議長（夏目忠男） 加藤芳文議員。

○22番（加藤芳文） 電算システムというのは、導入するとその後システム改修ということがよく行われるわけですけれども、今回の広域連合の電算システムについても、3月までに契約変更等が行われるのか、その辺の可能性を質問します。

次に、広域連合として、委託契約や物品購入等が行われた場合、その入札結果をホームページで公表すべきだと思います。県内の市町村でも多くの市町村が行っていますので、広域連合としてもぜひ行ってほしい。

それとですね、今度の業者選定についてはプロポーザル方式で行ったわけです。その評点結果というのも職員から見せていただきましたが、各サーバー、パソコンにてデータベースを活用できるソフトウェアの具体的かつ有効的な提案が出されているかというこの項目に対し、どの入札参加者の評点も低かったわけです。はっきり言って、ほとんど0点なわけですが、広域連合が考える不足しているデータベースの活用とは、具体的にどのような内容か。その後、NTT西日本に有効なソフトウェアの開発を求めてきたか、お伺いします。

それとですね、県内市町村の電算処理システムの構築状況はどのようになっていますか。

今後、制度の運用に伴い、電算システムによるデータの取得と提供が必要な組織、団体には何があるか、それら組織、団体との準備の現状はどのようですか。

以上です。

○議長（夏目忠男） 有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 契約変更の可能性についてでございますが、標準システムで対応していない名古屋市のような政令指定都市における区制度や、愛知県独自の医療制度である福祉医療費給付制度などへの対応等についてシステム改修を予定しており、契約変更をする予定となっております。

入札結果の公表につきましては、市町村の状況を参考にして実施の検討をしていきたいと思っております。

データベースの活用につきましては、業者提案の時点では、厚労省から示されていた標準システムの仕様書が未定稿という状況にありまして、詳細が不明確であったため、具体的な提案がなされなかったと認識しております。平成19年4月以降、国から標準システムの詳細が順次提示され、その都度ごとにNTT西日本に積極的な提案を求めて調整を進めております。

次に、県内市町村の電算処理システムの構築状況でございますが、市町村から広域連合

へ住民基本台帳情報、老人保健情報、所得情報を提供いただくシステムについては、既に構築が済み、各種情報の提供を受けております。市町村のほか、データの取得と提供が必要となる団体といたしましては国保連合会が想定されますが、こちらにつきましては、国保中央会が広域連合の標準システムなどと同時にシステム開発を行っており、これを受けて連携等を実現できることとなっております。

以上です。

○議長（夏目忠男） これで一般質問を終わります。

お諮りをいたします。

請願第1号「後期高齢者医療制度に低所得者減免を求める請願書」が提出をされております。

この請願は日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏目忠男） ご異議なしと認めます。請願第1号を日程に追加し、追加日程第14として議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第14、請願第1号「後期高齢者医療制度に低所得者減免を求める請願書」を議題といたします。

請願の要旨等について、事務局から朗読をさせます。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 議長。

○議長（夏目忠男） 鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 請願第1号「後期高齢者医療制度に低所得者減免を求める請願書」について、受理は平成20年2月12日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長徳田秋さんで、紹介議員はわしの恵子議員でございます。

請願の趣旨でございますが、「低所得者に配慮した保険料減免制度を設けてください。」というものであります。

以上でございます。

○議長（夏目忠男） 本件請願については、行政当局に対する要望に関する請願でありますので、当局見解について説明を求めます。

有海事務局長。

○事務局長（有海正幸） 当局の見解を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、低所得者を対象とした保険料の軽減策として、均等割の7割、5割、2割の減額制度がございますが、さらに広域連合独自の減免制度を設けますと、財源を他の被保険者の保険料に求めることとなります。

そのような前提のもと、広域連合で実施する減免事由をいかにすべきかにつきまして、各市町村とも協議、検討をした結果、災害、所得激減、給付制限による3つの減免を実施するというところで、後期高齢者医療に関する条例案に保険料の減免規定を盛り込み、昨年11月20日の臨時会においてご審議をいただき、議決されたばかりでございまして、新たな減免制度を検討すべき状況の変化はないと考えております。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○31番(わしの恵子) 議長、わしの。

○議長(夏目忠男) わしの議員。

○31番(わしの恵子) 後期高齢者医療制度に低所得者減免を求める請願について、私は賛成の立場で討論を行います。

今、事務局長さんから説明がありましたけども、法定軽減だけでは減免制度は不十分だという、そういう理由から出されているものであります。また、私は本日の会議でも、高過ぎる保険料を抑えるために、保険料算定から葬祭費や健診費、診査支払い手数料などの費用を外すことや広域連合独自の低所得者減免制度の創設を求めたところでした。東京都でも所得に応じて独自の減免制度を設けました。そのことは、広域連合がやる気になればできることを示したのではないのでしょうか。

以上の点から、請願の採択を求めて賛成討論とさせていただきます。

○議長(夏目忠男) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(夏目忠男) 起立少数です。よって、請願第1号は不採択ということに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の案件の審議はすべて終了をいたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長(松原武久) 松原広域連合長。

○議長(夏目忠男) 松原広域連合長。

(広域連合長 演壇であいさつ)

○広域連合長(松原武久) 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会におきまして提出いたしました案件につきまして、慎重にご審議いただき、それぞれご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

4月の制度施行まで残りあとわずかでございますが、後期高齢者医療制度の円滑な施行に向けまして、市町村と連携を図りながら、また、本日、議員の皆様からいただきましたご意見にも十分留意しながら準備作業に精励してまいります。議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（夏目忠男） これをもちまして、平成20年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会をさせていただきます。

皆さん、ご苦労さまでございました。

午前11時57分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 夏 目 忠 男

署名議員 野々部 尚 昭

署名議員 島 倉 誠